

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたこととともない、東区地域課所管の下山コミュニティハウスについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成22年9月29日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名 及び所在地	指定管理者（候補者）
新潟市下山コミュニティハウス 新潟市東区下山1丁目121番地	下山地区コミュニティ協議会 会 長 大河内 一男 住 所 新潟市東区向陽3丁目11番地11

選定理由等

指定管理者候補者選定委員	委員長 貝瀬 寿夫（東区役所 区長） 副委員長 岩橋 茂夫（東区自治協議会 委員） 委 員 鈴木 忠治（東区自治協議会 委員）
指定期間 （予定）	平成23年4月1日～平成26年3月31日
応募状況	非公募 「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」第9条第3項
選定理由	下山コミュニティハウスについては、その管理・運営を地域の団体に担っていただくことで、地域コミュニティの主体性の確立や活動の活性化を図ることができるとともに、施設の設置目的をより効果的に達成することができるものと判断した。 東区地域課では、下山地区コミュニティ協議会から提出された指定申請書及び事業計画書などについて、指定管理者候補者選定委員会を開催し、総合的に評価・選考を行った結果、下山コミュニティハウスの設置目的を最も効果的に達成することができる団体として、当該申請団体を指定管理者の候補者として選定した。
スケジュール	指定申請書等の受付 8月1日～8月31日 申請書類の事前審査 9月22日～9月28日（各委員による） 指定管理者選定委員会 9月29日 今後、市議会の議決を経て指定管理者に指定される。
所管部署 （問合せ先）	東区 地域課 地域振興係 担当者 池田 TEL：025-250-2120 内線2121 E-mail:chiiki.e@city.niigata.lg.jp